

○特例販売業及びその取扱い品目の範囲について

(昭和三十六年三月二日)

(三六薬第二三九号)

(厚生省薬務局長あて愛知県知事照会)

従来、理美容材料商は、理容所または美容所に対して業務用器具、化粧品等とともに左記のような染毛剤を取り扱うことが商慣習となつていますが、このことは、歯科材料商が歯科用医薬品等を取り扱うことと同様の事例と認められるので、薬事法第三十五条の「特に必要がある場合」に該当するとして取り扱つてよろしいか、また、左記染毛剤のうち主成分がパラフェニレンジアミン以外のものについても特別販売業の取扱品目としてよいか何分のご指示をお願いします。

記

品名	主成分	製造業者住所氏名
ヘンカーチス ヘヤダイトルートン	パラフェニレンジアミン パラミノフェノール 日局オキシドール等	東京都新宿区下落合一の二 四七 日本ヘンカーチス株式 社
プラスマンヘアーダイ	同右	東京都千代田区飯田町二の 一一 日本製薬販売株式 会社
ベナン	4-アミノジフェニルアミン酢酸塩 日局オキシドール	東京都中央区日本橋本町 株式会社三共化学工業所

(昭和三十六年四月一日 薬収第二一六号)

(愛知県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十六年三月二日三六薬第二三九号をもつて照会のあつた標記のことについて、左記のとおり回答する。

記

- 1 照会文前段の理美容材料商が染毛剤を取り扱う場合は、薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第三十五条の「その他特に必要がある場合」には該当しない。
- 2 照会文後段のベナン等の染毛剤中主成分がパラフェニレンジアミン以外のものについても、特別販売品目としてさしつかえない。